

岐阜県知事様
山県市農業委員長様

誓約書

別記土地を転用することについて下記事項を確実に守ることを約束します。

年 月 日

住所

氏名 ⑩

記

- 1 農地法により許可を受けた後は申請どおり目的に供すること。
- 2 農業用の用排水及び道路等に支障のないよう措置すること。
- 3 用排水路、道路(私有を含む)、河川敷等の法面を埋立て又は占有するときは、所轄庁に所定の手続きをとること。
- 4 用排水路、道路の変更、移転を必要とするときは、地元関係者の同意を得るとともに市長に届出し所定の手続きを了した上施工すること。
- 5 附近の土地、作物及び家畜等に被害をおよぼす恐れのあるときは、それに対する防除施設を施すこと。
- 6 転用地に工場、畜舎等を設置するときは、大気汚染、水質汚濁、騒音、及び悪臭等の公害防止施設を施すこと。(別途市県等に届出、協議等を必要とする施設についてはそれを了すること。)
- 7 附近の土地、道路及び水路について、埋立ての際及び転用後において土砂の流失、湧水、たい積、崩壊又はこの転用により施設等から生ずるガス、ばい煙、粉塵、廃油、汚水等の流排水及び騒音、悪臭、その他これに類すること等により被害を与えたときは、それに対する損害を補償すること。
- 8 建築基準法に定める基準までに道路を拡幅されても支障のないように転用し、道路拡幅の事業を行う際には協力すること。
- 9 その他特約事項
 - (1) 農地転用許可後に事業計画を変更し転用事業を行うこととなったときは事業計画変更申請書(誓約書等関係書類添付)を農業委員会経由許可権者に提出すること。
 - (2) 転用事業完了において許可にかかる土地をやむを得ず他に譲渡するときには、譲渡人の責任において新たに取得する者にこの誓約事項を確実に引継ぐこと。

土地の表示

山県市大字 _____ 地目 _____ 地積 _____ 平米